

資金決済に関する法律に基づく 払戻しのお知らせ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、株式会社マロニエゲートは、令和5年5月14日で利用終了しました
プランタン銀座商品券及びプランタン銀座発行の全国百貨店共通商品券
につきまして、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、次のとおり
払戻しを行います。

〈払戻しを行う前払式支払手段の種類〉

- ◎プランタン銀座商品券
- ◎プランタン銀座発行の全国百貨店共通商品券

〈払戻しの申出期間〉

令和5年5月15日(月)～令和5年7月18日(火)

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

〈お問い合わせ先〉

株式会社マロニエゲート プランタン銀座商品券払戻し窓口

〒104-0061 東京都中央区銀座3丁目2番1号

電話03-3567-0077

<https://www.marronniergate.com/>

受付時間は、午前10時～午後5時まで(土、日、祝は除く)